平成30年7月豪雨により被災されたみなさまへ

介護保険サービスの<u>利用料</u>を免除します

免除期間

平成30年7月1日~平成30年10月31日

※食費・居住費は免除の対象にはなりません。

対象となる方

◎平成30年7月豪雨により損害を受けた第1号被保険者(65歳以上)の方

免除要件

1 居住していた住宅が

「全壊」,「大規模半壊」,「半壊」,「床上浸水」などの被害を受けた

1に該当する方で

罹災証明書の<u>交付を受けた方は減免申請不要です。</u>

罹災証明書の区分(「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」)により判定します。

免除要件

- 2 主たる生計維持者が死亡した又は重篤な傷病を負った
- 3 主たる生計維持者が行方不明となった
- 4 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した
- 5 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない

2~5に該当する方は申請が必要です。

要件に該当することが確認できる書類を添付してください。

申請期限は、平成31年3月31日です。

免除要件2~5に必要な添付書類(例)

- 〇生計維持関係を確認できる書類(要件2~5)
- ※生計維持者と世帯が異なる場合
 - ⇒サービス利用料の請求書や領収書, 預金通帳など
- 〇減免申請理由を確認する書類(要件2~5)
 - ⇒医師の診断書、雇用保険受給資格者証、退職証明書など

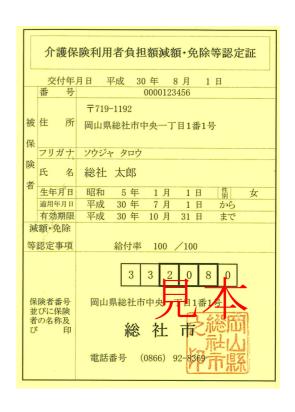
免除認定証を交付します

<u>罹災証明書の交付を受け</u>,介護サービス 費の利用料が免除になる方には,<u>「免除認</u> <u>定証」を交付</u>します。(8月下旬を予定)

適用年月日は「平成30年7月1日」

有効期限は「平成30年10月31日」

介護サービスを利用する時に,ケアマネジャーやサービス事業所,入所施設などに提示してください。



免除対象となる方で既に利用料等を支払っている場合

<u>利用料を返金します。</u>サービス事業所または長寿介護課までご相談ください。

申請窓口・問い合わせ先

総社市役所 長寿介護課 介護保険係

総社市中央一丁目1番1号 (0866) - 92-8369